

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成23年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成23年 2月15日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局

常陸河川国道事務所長

児玉 好史

1 調達内容

(1) 業務件名

H23常陸エレベータ設備点検整備業務（電子入札対象案件）

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による

(3) 履行期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(4) 履行場所

茨城県水戸市泉町1丁目地先 他1箇所

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

(6) 電子入札システムの利用 本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下「証明書等」）の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」のAからD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

(3) 証明書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

- (4) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
- (5) 平成８年度以降に元請けとして完了した（完了見込みを含む）下記の①の要件を満たす業務又は工事（以下「同種業務（工事）」という。）の実績を有すること。
- ①エレベータ設備の点検整備業務の履行実績又は製作・据付、移設、改修のいずれかの工事の施工実績。
- ※点検整備業務とは、「建築保全業務共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を適用した業務とする。また、施工実績は昇降機設備としてシステム全体の実績とし、部分的な実績は除く。
- (6) 本業務に配置予定の業務責任者は１級建築士若しくは２級建築士又は昇降機検査資格者（ただし「建築基準法施行規則」第４条の二十第２項で定められたもの）であること。
- (7) 常時通報を受け付けることのできる監視センター等を有し、緊急時には、点検者の勤務する拠点から６０分以内に当該設備の点検等が開始できる体制を確保できるものとする。なお、前述の「点検等が開始できる体制」とは、点検者等が施設に到着するまでとし、時間は一般道路において３０ｋｍを１時間、高速道路においては８０ｋｍを１時間で算出した値とする。

3 入札書の提出場所等

- (1) 電子入札システムのURL、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
- 国土交通省電子入札システム <http://www.e-bisc.go.jp/>
〒310-0851 茨城県水戸市千波町1962-2
関東地方整備局 常陸河川国道事務所 経理課
電話029-240-4062
- (2) 紙入札方式による入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
- (1)の問い合わせ先に同じ。
- (3) 入札説明書の交付場所及び交付方法
- ①上記(1)の問い合わせ先で交付する。
- ②希望者には、郵送（着払い）による交付も行うので、上記(1)の問い合わせ先に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。
- (4) 電子入札システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限、及び紙入札による証明書等の受領期限
- 平成23年3月 2日（水） 12時00分
- (5) 電子入札システムによる入札書の受領期限、及び紙入札による入札書の受領期限
- 平成23年3月17日（木） 12時00分
- (6) 開札の日時及び場所
- 平成23年3月18日（金） 11時00分
関東地方整備局常陸河川国道事務所

- (7) 契約締結日及び履行期間は平成23年4月1日からとする。ただし、4月1日までに平成23年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は4月2日以降、予算が成立した日とする。
- (8) 暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札者に要求される事項
 - (a) 電子入札システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（証明書等）を上記3(4)の受領期限までに、上記3(1)に示すURLに提出しなければならない。
 - (b) 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を上記3(4)の受領期限までに、上記3(2)に示す場所に提出しなければならない。
なお、(a), (b)いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。
- (4) 入札の無効
競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札並びに入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書の作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 手続きにおける交渉の有無
無
- (8) 詳細は入札説明書による。